

＊ 南街公民館・市民企画運営講座
街づくり懇談会 連続講座
学んで生かそう 老いの知識

第二回「後見制度について知ろう」

平成 28 年 11 月 17 日に、南街公民館の平成 28 年度市民企画運営講座の第二回講座が、

◎後見制度について知ろう

というテーマの下、開催されました。

東京大学 大学院教育学研究科 特任専門職員 東 啓二 氏の講義により、成年後見制度や市民後見人の役割などの知識を深めることとなりました。20 数名が参加され、年齢を重ねた時の心がまえや、地域への貢献が出来ることなどの講義が、質疑応答を交えて熱心に展開されました。下記に概略を紹介致します。

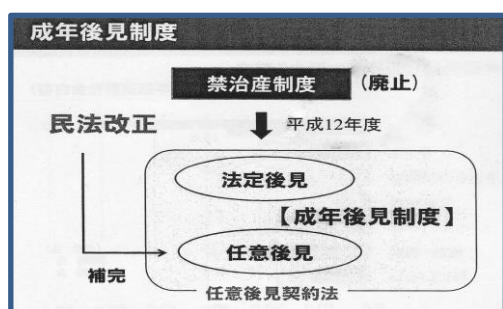
尚東大和市では、成年後見制度に関する説明や専門相談機関への紹介は、「高齢者ほっと支援センター」で行っています。



講師：東 様



受講風景



法定後見

「民法」に基づく。

家庭裁判所の審判による。

任意後見

「任意後見契約に関する法律」に基づく。

契約による。

後見人の仕事

- 財産管理（本人の財産を守る）
 - ・預貯金の管理
 - ・生活費の管理
 - ・公共料金等の支払い
 - ・不動産の管理、処分
 - ・相続手続き など
- 身上監護（適切な生活を確保）
 - ・生活状況の確認（見守り）
 - ・生活上の各種手続き
 - ・病院の入退院の手続き
 - ・介護サービスの契約、施設の入所 など

(注) 財産がある人だけの制度ではない

身上監護は「市民後見人」が得意とするところ。

後見の担い手（権限に違いはない）

- ① 親族(家族)後見人
 - 配偶者・子・孫・兄妹・甥姪 など
- ② 専門職・職業後見人
 - 弁護士・司法書士・社会福祉士
 - 行政書士・税理士・社会保険労務士 など
- ③ 法人後見
 - 社会福祉協議会・NPO・一般社団 など
- ④ 市民後見人
 - 一般住民

法定後見人の種類。



市民後見人

地域で生活する住民であり、その生活の中から物事を考え、近隣の人たちと関係を築き、本人の尊厳を第一に考えて支援する後見人

「本人の生活を地域住民として支える」

↓

特別な資格は要求していない
(親族・専門職を含まない第三者)

市民後見人になりましょう。

成年後見制度を学ぶこと

- 地域のため
- 家族のため
- 自分のため

市民後見人養成講座！

南街公民館・市民企画運営講座

街づくり懇談会 連続講座

学んで生かそう 老いの知識

いくつになっても、住み慣れた場所で、安心した生活ができるとういと思いませんか？
講座では、認知症のこと、介護のこと、後見制度のこと、相続や遺言、自治会での孤独死ゼロの取組みのお話など、「老後」に関する知識を深め、地域でのつながりや支えあい、行動が重要であることを学びます。

この講座を通して、地域デビューや市民自らが地域を支えるために活動を始めるきっかけとなること、または「老後」を考え、支えあう仲間作りのきっかけになることを目指していきます。多くの方々のご参加をお待ちしております。

※ 場所 南街公民館 202号室

※ 定員 25人（申込み多数の場合は抽選）

※全5回とも出席できる方に限ります。

※ 日にち・内容 下表のとおり（毎回木曜日 全5回）

| 回 | 日時 | テーマ | 内容 | 講師 |
|---|--------------------------|----------------------|---|--|
| 1 | 10/27 (木) 午後2時 ～4時 | 認知症予防と 介護について | ・認知症とは ・介護の知識・介護予防 ・高齢者ほっと支援センターなどの 支援 ・市内の老人ホームやグループホ ームの状況 | 高齢者ほっと支援センタ ーなんがい所長 馬見塚 統子氏 |
| 2 | 11/17 (木) 午後2時 ～4時 | 後見制度について 知ろう | ・成年後見制度の概要 ・具体例 ・市民後見人の役割 | 東京大学大学院教育学研 究科地域後見推進プロジ ェクト特任専門職員 東 啓二氏 |
| 3 | 12/1 (木) 午後2時 ～4時 | 老い支度 ※ 今のうちにできること | ・知らぬと損する相続の話 ・ホントに役立つのはこんな遺言 | 燦リーガル司法書士行政 書士事務所代表 鈴木敏起氏 |
| 4 | 1/12 (木) (時間調整中) | 東大和市総合福祉セン ター見学 | ・施設の見学 ・施設の説明 | 調整中 |
| 5 | 1/26 (木) 午後2時 ～4時 | 地域活動の実践者から 学ぼう | ・立川市の大山自治会での実践、 経験談 ・グループで話し合い ※ | 元大山団地自治会長 佐藤良子氏 |

申込み・問合せ 南街公民館（南街市民センター内）TEL 564-2771

※10/1（土）午前8時30分～10/19（水）午後5時までにTELか窓口でお申込みください。